

BPO 報告

Broadcasting Ethics & Program
Improvement Organization

2010年度活動特集号

NO.96
2011.5.10

放送倫理・番組向上機構

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-1千代田放送会館7階
TEL. (03) 5212-7320 (事務局代表) FAX. (03) 5212-7330
〈視聴者応対専用電話〉(03) 5212-7333 <http://www.bpo.gr.jp>

放送倫理・番組向上機構 [BPO] は、委員会活動の締めくくりとして毎年度末、年次報告会を開催し、各委員長から、委員会決定に至る審議経過の説明ならびに再発防止や番組向上に向けた番組制作者への助言・提言などをいただく機会としてきた。しかし、2010年度の年次報告会は、東日本大震災のために開催を取り止めざるを得なかった。このため、年次報告会での委員長講演に代わるものとして、あらためて「BPO報告」特集号を組み、2010年度の活動を振り返っていただいた。

- | | | | |
|------------------------------------|--------------------|-------|----|
| ●2010年度および新年度の活動について | BPO理事長 | 飽戸 弘 | 1 |
| ●放送倫理検証委員会の活動を振り返って | 放送倫理検証委員会委員長 | 川端 和治 | 4 |
| ●放送人権委員会の活動を振り返って | 放送と人権等権利に関する委員会委員長 | 堀野 紀 | 9 |
| ●青少年委員会の活動を振り返って — 番組の「教育」的機能をめぐって | 放送と青少年に関する委員会委員長 | 汐見 稔幸 | 13 |

2010年度および新年度の活動について

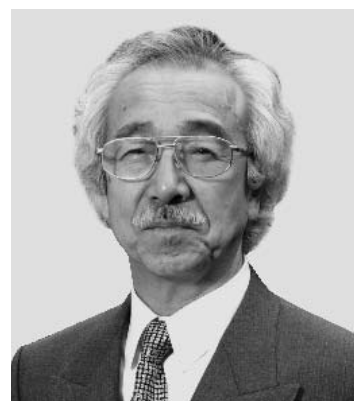
BPO理事長 飽戸 弘

2010年度は東日本大震災のため「BPO年次報告会」を開催することができず、「BPO報告」の本特集をもって代えさせていただくことになった。まず被災地の各放送局の方々、そして住民の皆様にお見舞いを申し上げるとともに、一刻も早い復興、回復を祈念したい。私どもも微力ながらできる限りの応援、支援をしていきたい所存である。

BPOの3委員会の活動については別項で各委員会委員長より詳しい報告があるので、私はBPO理事長として、この一年を通じて行動し、考えてきたことを中心に、お話ししたい。2010年度は、理事長としても、多忙な年であった。

1) まず「総務省フォーラム」(後述)で、3月、8月、11月の3回にわたってBPOが取り上げられ、委員会に対し、BPOの任務と各委員会の役割、果たしてきた成果と問題点、そしてBPOの今

後の課題と対策などについて、委員の方々との詳しい検討が行われ、インターネットで全国にその経過が報告された。



- 2) ついで11月、名古屋で行われた「民放大会」前日の4日に「会員協議会」(民放連加入の放送事業者201社の代表者会)が持たれ、小生より「BPOの近況と今後の課題」について講演を行う機会をいただいた。これもBPOとしては画期的なできごとだった。
- 3) そのほか、9月、マスコミ倫理懇談会(新潟)参加、11月8日、理事・評議員懇談会、11月28

日、『あなたと日テレ』でBPOの2010年度上半期の活動を報告、12月7日、人権委員会地方意見交換会（北海道）に参加、2月4日、事例研究会に参加、3月1日、理事会開催と、2010年度はいろいろな集いに参加することができた。

特になかなか参加できなかった、マス倫懇、地方意見交換会、事例研究会に久しぶりに参加することができ、新聞・雑誌など他メディアの皆さんの危機感や、テレビ制作現場や地方支局の皆さんの声を肌で感じるすることができた。各委員会決定の詳細は記者発表、意見交換会などで行われているが、BPOとしてのお願いを、理事長として、地方各局の現場の皆さんに、じかにお話しする機会に恵まれ、こうした接触の重要性を痛感したことがあった。

2010年度のBPOにおける新しい試み

2010年度、私どもは、幾つかの新しい活動を推進して来た。総括すれば、BPO活動の一般視聴者への広報と、放送事業者への浸透と交流、ということが言えよう。

BPOの役割と3委員会の役割の周知

まず、視聴者からも有識者からも、「BPOの役割と3委員会の役割分担がわかりにくい」という意見が多い。この点については、以前から指摘されているところでもあり、広報・宣伝活動を一層進めていきたいと考えている。特に、BPOの役割を誤解して、そのためにBPOがお叱りを受けているところが多々あり、この点はしっかり説明していく必要がある。例えば、「いくらBPOがさまざまな決定を出しても、番組は少しも良くならない」「BPOは機能していないのではないか」「BPOはもっと厳しく監視し規制すべきである」という意見がなくなる。これに対してはBPOは監視・規制するための機関ではなく、飽くまで放送事業者が、自主・自律的に改善・改革を行う

のを助ける第三者機関である、ということをしっかり訴え続けて行く所存である。

また、3委員会の役割についての認識不足の結果、過大な期待、過大な要求となって、お叱りを受ける、ということが多いことから、より懇切な広報が不可欠であると考えている。

放送事業者とBPOとの交流の活性化

次に重要なのは、BPOの決定が番組の制作者、編集者に届いていない、という点である。特に地方の制作者などからは「忙しすぎてBPOの決定を読む暇がない」「BPOの決定は、法律用語が多くて難しく、長すぎて、よく理解できない」という意見を聞く。これではとても改善・改革には進めまい。そこで2011年度より、各委員会の決定が出次第、当該局から要望があれば、委員や調査役を派遣して、補足説明をし、地方担当者と懇談をする意見交換会や研修会を、“原則BPOの負担で”行うことも始めている。場合によってはBPOの役員（理事長・専務理事・事務局長）の派遣も、考えている。BPOと放送事業者との、緊張関係の中での相互理解・相互協力が、改革・改善には不可欠と考えているからである。

3委員会の独立と、連携について

BPOはいままで3委員会が互いに独立してそれぞれ議論を進め、決定を行えることを重視してきた。しかし3委員会への要望や苦情は、すべてBPOにまとめて来ることは言うまでもない。そしてそれに応えてこそ、3委員会は着実に活動でき、評価されることになる。ということは、互いに連携しながら、協力していくことが不可欠になって来ている。そこで今後も、3委員会の独立性を尊重しながら、3委員会同士の協力、各委員会とBPO事務局との連携について、その方法や、それぞれの役割と権限、協力体制などについて、今後さらに検討を続けて行く所存である。

総務省フォーラムでの BPOの検討会

2010年度の一つの重要な出来事に、総務省フォーラムでの有識者委員との意見交換があった。これは総務省内に設置された「今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム（以下、フォーラムと呼ぶ）」（座長、浜田東大総長）で、3回にわたってBPOが取り上げられ、検討が行われた。第1回（3月29日開催）は、小生が理事長として出席、BPOの役割、活動状況、視聴者からの要望・苦情、問題点などについて説明した後、フォーラム委員と討論を行った。第2回（8月25日、開催）はBPOの役割、活動内容の周知、視聴者からの意見の取り扱い、BPOの独立性などについて、フォーラム委員から寄せられた質問に対し、岡本専務理事が出席、説明を行った。

第3回（11月10日、開催）は、小生がBPOの委員会活動の仕組みや特徴について補足説明するとともに、BPOの今後の新しい取り組みについて、一般視聴者へのBPOに関する理解の拡大・浸透を図る広報活動の充実、そして放送事業者とBPOとの相互理解・相互協力を深めるために積極的に取り組んでいる状況を報告し、今後こうした活動をさらに充実させていく予定であるなど理事長としての決意も語ることができた。

「会員協議会」における 「BPOの近況と今後の課題」に ついての理事長講演

昨年11月、名古屋で行われた「民放大会」前日の4日の「会員協議会」において、小生より「BPOの近況と今後の課題」について講演を行う機会を与えられた。上述の「総務省フォーラム」での3回にわたる議論を受け、①BPOの任務と役割についての広報を充実するとともに、②番組や放送局への苦情が年々増え続けている現状を紹介し、③国民の放送への信頼を取り戻すためには、

各局側の放送内容の改善・改革が不可欠であることを述べ、④その実現のためにはBPOと放送事業者との相互理解・相互協力が不可欠であること、特に、⑤BPOの決定が改革に結びつくためには、コンプライアンス担当者だけでなく、番組制作者、さらに放送事業者のトップの方々の理解と協力なくして不可能であることなど、小生の日頃の見解を、強く訴えることができた。

最後に、BPOの理事長として、また50年、テレビ研究に従事してきた研究者として、テレビジャーナリストの皆さんに要望したいこととして、以下のようなまとめを、させていただいた。

まず研究者として

「いまテレビは激動期」にあり、インターネット、ケイタイ、特にスマートフォン（多機能電話端末）、タブ、などの急速な普及により、マスメディアも変遷期を迎えている。このような時代に二つの予測がある。一つは、テレビだけでなく、書籍や新聞も、「動画」こそ最強のメディアであるとして、動画を活用する道をトライし始めており、そのような時に、視聴者は現在のテレビに満足している、として、現在のテレビに安住していれば、近い将来、「テレビは消滅する」という予測。一方、こうした激動の時代、インターネットやスマートフォンと協力しながら、動画コンテンツの王者として、テレビが生まれ変わることに成功するならば、「あらゆるメディアがテレビになる」。前途洋々の道が開けようとしている、という予測。テレビはいま、その岐路に立たされている。今こそ、改革・改善を実現し、視聴者の信頼を取り戻し、繁栄の道を歩んでほしい。

最後にBPOの理事長として

①まず、BPOと放送事業者は、言論の自由を守るために協力してゆくものであって、敵対するものではない。各局のみなさんがBPOの決定をよく検討して改革・改善の努力を進めてほしい。②放送事業者とBPOは、お互い馴れ合いになることな

く、また萎縮することもなく、緊張関係のなかで、相互が理解し、協力していくことが不可欠である。③今日の放送事業者、特に番組制作者と、一般視聴者の間には、価値観、テレビ観において、すなわちカルチャーに大きなズレが生じていることを意識してほしい。いま視聴者が本当に望んでいる番組を自分たちは作っているかどうかを、いつも謙虚に考えながら番組を作ってほしい。④改革・改善を進めて行くためには、コンプライアンス担当者だけでなく、制作現場のみなさんと、特に、各社のトップの方々が、改革・改善の決意を固めてほしい。トップに今のままで視聴者は満足しているといった驕りがあるなら、決して現場は変わらない。番組は良くなる。⑤もちろんBPOを

気にし過ぎて番組制作者が萎縮してしまっは、これは本末転倒である。報道は「社会の木鐸」としての任務を果たすために、果敢に挑戦してほしい。そしてBPOから勧告が出たら、謙虚に改善・改革に進んでほしい。

こうした要望を実現するためには、視聴者に信頼され、愛される番組を提供すること、そのために、放送倫理の向上と、ジャーナリストとしての誇りをもって、取材・編集のプロとして、手抜きすることなく、いまの視聴者が本当に望んでいる番組は何かを考えながら、番組を作っていただきたい、と結ばせていただいた。

こうして2010年度スタートしたいいくつかの試みをさらに進めていくことを新年度の目標にしたい。

放送倫理検証委員会の活動を振り返って

放送倫理検証委員会委員長 川端 和治

1 はじめに

2010年度のテレビ放送界は、3月11日の東日本大震災で、劇的な幕切れを迎えることになった。大津波が押し寄せ、何もかもを呑み込んで押し流していく様々な映像が繰り返し放映され、視聴者を釘付けにし、圧倒して、無力感からあらゆる言葉を失わせた後、福島第一原子力発電所の全電源喪失による緊急炉心冷却装置及び冷却水循環の不作動、核燃料の熔融と相次ぐ水素爆発、放射性物質の漏出と、日替わりで続く緊迫した事態が、テレビの前から離れることを困難にした。テレビは、テレビというメディアの持つ力を、大災害における事実の客観的な報道によって、改めて我々に提示したのである。

その意味で、2010年度末に、当委員会が討議し、審議していた事案の多くが、後に紹介するように、「事実を伝える」ということの重みに対する謙虚

な意識を、テレビ番組の制作現場が失いつつあるのではないかという危惧を抱かせるものであったことは、きわめて象徴的な意味を持っているように思われてな



らない。このたびの大災害は、何よりも強力に、放送倫理の原点が「事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾ける（放送倫理基本綱領）ことであることを明らかにしている。テレビは、平常の番組制作に戻ったときも、震災報道の時に覚醒されたはずの「事実を伝える」ことへの意欲とその意義の認識について制作現場の末端に至るまでが自覚的であり続けることができるのだろうか。委員会の活動がその自

覚の一助となることができればと念じつつ、2010年度の活動を振り返ることとする。

2 2010年度の活動の概要

2010年度において当委員会が虚偽放送の疑いがあるとして審理の対象とした事案はなかった。放送番組の取材・制作のあり方や番組内容に放送倫理上の問題があるとして審議した事案は5事案10番組である。このうち「TBS『報道特集NEXT』ブラックノート詐欺事件報道に関する意見」は、昨年度に実質審議は終わっており、年度当初の4月2日に公表した。また「参議院議員選挙にかかわる4番組についての意見」は12月2日に公表した。残りの、情報バラエティー番組における事実の扱いが問題となった3番組（テレビ東京『月曜プレミア！主治医が見つかる診療所』、毎日放送『イチハチ』2番組）、報道番組における不適切な取材対象者が問題となった1番組（日本テレビ「news every. サタデー」）、及び一党一派に偏った番組ではないかということが問題になった1番組（BS11『“自”論対論 参議院発』）については、現在審議が継続中である。

また委員会は、2009年度に公表した「最近のテレビ・バラエティー番組に関する意見」と、各局のその後の対応やメディアの反応を取録したブックレットを5月に刊行した。

初めての試みとして、10月22日には、「在阪局と放送倫理検証委員会との意見交換会」を開催した。

3 TBS『報道特集NEXT』ブラックノート詐欺事件報道

これは、TBSが2009年12月5日に『報道特集NEXT』内で放送した「ブラックノート 追跡180日 “黒い札束”のナゾ」という番組の制作過程で、違法行為と思われる取材方法がとられたことが問題になった事案である。

(1) 番組の内容と取材方法の問題点

この番組は、「アメリカ軍将校マイケル」と名乗る男が、札束状に束ねた黒い紙を、50億円分の1万円札に見せかけたものであり、これに特殊な薬品をかけると元の1万円札に戻るのを山分けしようと告げて、黒い紙の束を預けると引き替えに薬品代3,000万円をだまし取った事件を追跡取材したものだ。

問題は、この番組の取材過程で、①マイケルの実名を知るために、マイケル宅の郵便受けから公共料金請求はがきを持ち出し開封した、②マイケルの車両に2回にわたって位置情報の発信器を設置し追跡した、という行為があったことだった。

(2) 取材方法についての委員会の判断

委員会は、①の郵便物の持ち出しは刑法235条の窃盗罪にあたり、その開封は、親告罪であるが、同法133条の親書開封罪に該当すること、制作会社のディレクターから持ち出しと開封を指示されたアシスタントディレクターは抵抗したが押し切られていること、従って制作会社のディレクターは、違法行為を命じその意に反して実行させた責任を負わなければならないが、TBSも、このような明白な違法行為が行われていた事実を把握できないまま放送した責任を免れない、とした。

②の発信器の取り付けについては、委員会は、出力が電波法違反となるものでなくても、所有権の侵害あるいはプライバシーの侵害として不法行為になるので原則的には許容されないが、報道の使命や公益性・公共性の観点から、重大な真実追究のための必要性・緊急性・非代替性が認められる可能性もあり得るのではないかと、従ってその可能性についての検討が十分になされなければならないとした。そして今回の事案では、重大な真実追究という要件を満たしているかが確かではなく、具体的な追跡に際しての特段の必要性・緊急性・非代替性も認められないと判断した。

(3) TBSと制作会社間の信頼関係の空洞化の問題

さらに委員会は、現在進行形の犯罪に関与している外国人の本名、住所、立ち入り先をどうして制作会社が把握できたのかについて、TBSは「捜査当局から情報を得ている」「追跡・尾行した」という制作会社の説明を信じて放送しているが、通常の取材方法では容易に得られない情報や映像があった場合、制作会社にさらに立ち入った聞き取りと確認をすることが必要だったはずであり、TBSにはそれを怠って放送に至った責任があると判断した。また共同制作開始後に撮影された、マイケルのトリックを暴き、マイケルが逃げ出す最重要シーンの取材・撮影にTBSのスタッフは同行しておらず、その結果2回目の発信器の取り付けについて制作会社はTBSに隠し、TBSも気づかないという事態になったことから、両者の信頼関係が空洞化し、十分な意思疎通が図られなかったことが認められるとした。

(4) TBSの再発防止策への疑問

TBSは、再発防止策として、TBSの「報道倫理ガイドライン」の遵守をこれまで以上に制作会社に求めるために、説明会を開催し、確認書の提出を要請するとしているが、委員会は、このようなテレビ局と制作会社との間の上下関係意識は、対等な当事者間にこそ育まれる共同制作者の間の同志意識やパートナー意識の障害になることを指摘し、また実質的にこの番組を制作した制作会社のクレジットが全く表示されていないが、これで制作会社の責任意識や自負が育つだろうかと指摘した。

委員会は、今日のテレビ局が制作会社や外部スタッフの協力がなければ成り立たない仕組みになっていることを踏まえ、その関係のゆがみが放送倫理意識のばらつきや希薄化を生み、不祥事につながっているとして、共同制作の深化・複雑化を踏まえて、互いの権利と義務が何であり、それぞれの責任と自負の自覚を高めるために何が必要なのかを真剣に具体的に検討することを求めた。

4 参議院議員選挙にかかわる4番組についての意見

2010年7月11日に行われた参議院議員選挙について、委員会は、比例代表選挙で長野県に関係がある4人の候補者だけを取り上げた2つの長野県のローカルニュース番組（長野朝日放送『abnステーション』『参院選比例区 狙うは“個人票”』及び信越放送『SBCニュースワイド』『選択の夏再び～比例代表の選挙戦』）と、公示後に特定の議員の名前を挙げて所属政党を当てさせるクイズを出題した情報バラエティー番組（TBS『関口宏の東京フレンドパークⅡ』『3択SAMURAI』）及びタレント候補が3年前に出演した番組を投票当日に再放送した情報バラエティー番組（BSジャパン『絶景に感動！思わず一句 初夏ぶらり旅』『初夏の大自然満喫！人気の日光～尾瀬を訪ねて』）の4番組を一括して審議し、意見を公表した。

委員会がこの4番組を一括審議した理由は、代議制民主主義制度において選挙が公平・公正に行われることはその統治の正統性を担保する唯一無二の手段であり、民主主義の根幹をなすきわめて重要なものだからである。放送の現場で、選挙の公平・公平性の重要性についての認識が低下していれば、それは直ちに視聴者、有権者に提供される情報にゆがみや偏りを生じさせ、選挙の公平・公平性を害することにつながっていく。委員会は、この4番組を事例として取り上げ、意見を公表することによって、ジャンルを問わないすべての放送関係者に、選挙にかかわる番組制作・放送における公平・公平性の徹底を求めたのである。

このうち比例代表選挙について放送した2つの長野県のローカルニュース番組は、非拘束名簿式の投票方法を視聴者にわかりやすく伝えるという、それ自体は立派な意図であるが、長野県に関係する4人（3政党）の候補者のみを取り上げ、その選挙戦を追ったものである。この両番組とも、全国をひとつの選挙区域とする比例代表の選挙に、放送局が長野県という制度上あり得ない区切

りを設定したことにより、長野県に関係のない他の候補や政党との扱いが不公平になるという結果を招いている。両局とも、ローカル放送局としての役割を意識したと言うが、参議院比例代表選挙は地元の代表を選ぶ選挙ではない。長野県関係の候補者だけを取り上げれば、長野県の視聴者の関心を長野県関係候補に誘導するという効果を生みかねない。

委員会は、この2つの番組は、参議院比例代表選挙の制度を正しく理解しないまま制作され、選挙にかかわる放送に求められる公平・公正性を欠いたという点で、放送倫理違反があったと判断した。

情報バラエティー番組において、公示後に候補者の名前が連呼されたり、投票日に候補者が出演している番組が再放送されたりした2番組は、故意に選挙の公平・公正性を揺るがしたものではないが、その尊重という気構えが不足していたために嚴重に確認すべきことを確認しなかったという不注意が認められた。

TBS『関口宏の東京フレンドパークⅡ』『3択SAMURAI』では「蓮舫議員の所属政党を残せ」というクイズが出題された。民放連の放送基準第2章（12）は「選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない」と定めており、現職議員や候補者の出演は、公示後はもちろん、少なくとも公示の1か月前までには取りやめると解説されている。これは選挙の公平・公正性の確保のための規準であり、放送の社会的影響が大きいことを考えれば、議員本人が出演していなくても、クイズで候補者とその所属政党を結びつけるという演出をすることには問題がある。ましてこの番組では、出演者のアドリブで候補者の名前や所属政党が強印象づけられる結果となっていた。それにもかかわらず選挙の公平・公正性上の問題はないと判断して放送したことには、番組のスタッフに選挙の公平・公正性に対する強い意識が欠けていたことがうかがわれる。

BSジャパン『絶景に感動！思わず一句 初夏ぶらり旅』『初夏の大自然満喫！人気の日光～尾

瀬を訪ねて』は、候補者自身が出演している番組の再放送が投票日に行われたという事案であり、出演者のチェックが行き届かなかったという単純なミスだった。その原因は、BSジャパンはテレビ東京に業務委託しており、テレビ東京は電子番組表の出演者欄によって確認していたのだが、この番組については出演者欄が空欄であったので、確認が怠られたということにある。

委員会は、このような4番組が放送されたことについて、選挙における公平・公正性の確保の重要性の認識や、選挙に対する関心や配慮の姿勢に問題があると判断した。選挙について、取材・制作者の間で意識の低下がないだろうか、それがこの4番組に見られた安易な判断に結びついているのではないか、というのが委員会の危惧するところである。

5 審議中の案件

2010年度は、年度末になって、一挙に3事案5番組が審議入りし、次年度に継続となった。このうち情報バラエティー番組における事実の扱いに問題があるとして一括して審議することとなったテレビ東京『月曜プレミア！主治医が見つかる診療所』及び毎日放送『イチハチ』2番組と、報道番組における不適切な表現が問題となった日本テレビ『news every. サタデー』は、いずれも番組制作の現場で「事実」というものの持つ重みが理解されていないのではないかと危惧を抱かせる事案であった。

しかも、これらの事案に先立って、フジテレビの『Mr. サンデー』で、事実と反する不適切な表現をしたことが問題になっていた。委員会は、街頭インタビューであらかじめ仕込んだ出演者をその場で見つけたかのように撮影したこと、雑誌の付録のファッションバッグを所持する行人の数が水増しされたことは問題があったとしたが、その影響度、これまでの同種事案の取り扱いとの比較、問題発生後の自主的・自律的な是正を考慮し

て、審議の対象とはしないと決定した。その際、放送局の自主的・自律的是正策として評価の対象としたフジテレビ情報制作局作成の調査・検証の報告書について、制作現場で働く人に対し自分の問題として読み、それぞれの番組で具体的に再発防止策を考え出すように求めていること、再発防止に向けた指針で、事実を伝え視聴者を裏切らないという基本姿勢が強調され、制作会社との取材・放送倫理の共有のための話し合いや、撮影・編集現場からの情報が伝わる環境作りなど、他局においても参考にされてよい内容を含んでいることから、フジテレビの了解を得て公表することとして、「BPO報告」93号及びホームページに掲載した。

情報バラエティー番組であっても、事実を報ずる限り、報道と同じ放送倫理が適用される。ところが現在審議中の3番組では、出演者の話を鵜呑みにして放送したために、健康飲料の販売会社の社長を単なる愛用者として紹介したり、ホテルの売買交渉があったかのように放送したり、ニューヨークの物件を出演者の自宅と紹介したが事実ではないということが問題になっている。その背景には、放送局のプロデューサーと制作会社あるいは派遣社員との間に意思疎通の断絶があり、「事実を伝える」ということについての放送倫理がきちんと共有されていないという問題がある。この問題の深刻さをうかがわせたのが、ニュース報道番組である日本テレビ『news every. サタデー』で、ペットサロンとペット保険の客として紹介した2人の女性が、いずれもその運営会社の社員であり、取材したディレクターもそのことを知っていたという事案である。「事実を伝える」ということが生命のはずの報道番組で、事実の重みが軽んじられているという事態が、昨年度に『真相報道 バンキシャ!』での虚偽放送が審議の対象となり、再発防止策が徹底されたはずの局で引き起こされたことは、当該局のみならずすべての局に対して警鐘を打ち鳴らしていると考えべきではないだろうか。

年度末ぎりぎりの3月31日に審議入りが決まったBS11『“自”論対論 参議院発』は、司会者も出演者もすべて自由民主党の議員という番組であり、一党一派に偏った番組ではないかということが問題になっている。局側は、番組編成全体で公平性を確保していると主張しており、慎重な審議が継続している。

6 おわりに

2009年度の年次報告の際「昨年指摘した問題が実は今年も問題であって、今年も具体的な事件が起こってしまった」と申し上げたが、今年もまた同じことを書かなければならない。「制作会社への下請けが無責任体制を呼ぶのではないか。事実認定の方法について『裏取り』の基本ができていないのではないか。番組基準と制作現場の意識が乖離しているのではないか」ということである。

委員会は放送事業者と一般社会の間に立って、表現者に自覚と反省を促すことによって、公的権力による表現の内容の規制を避けながら、適正な放送を実現するひとつの力となることを目指している。具体的な番組について、表現の自由をあくまでも尊重しつつ、放送倫理を守る立場から事実即した意見を愚直に言い続ける。その積み重ねこそが番組制作者の自覚と自律を促し、放送倫理の向上という果実をもたらすであろうと思っている。

ただ、そのためにはそもそも意見書を読んでいただかなければ、特に放送番組の制作現場の方に読んでいただければ何も始まらないということがある。そのための工夫はバラエティー番組の意見書で試みたが、これからも様々な試みに挑戦するつもりである。また在阪局との意見交換会を初めて行ったが、今後も地方局との直接の交流の機会を継続して持ちたいと考えているので、協力をお願いしたい。

放送人権委員会の活動を振り返って

放送と人権等権利に関する委員会委員長 堀野 紀

1 はじめに

想定外の巨大地震によって引き起こされた東日本大震災で失われたおびただしい人命、生活基盤の根底からの破壊、加えて今なお解決の方向性すら定かでない原発事故など、災害報道は、その悲惨さとともに、救援、復興のために全国から寄せられている熱い思いと協働の姿をリアルタイムで考える素材を提供してきた。しかし、テレビやラジオのメディアとしての重要性を改めて認識させるにはあまりにも不幸な出来事だったと思う。

メディアは今、やや落ち着いてきたとはいえ、想定外の状況に直面していると思う。戦争を除けば千年に一度あるかないかという大災厄の「真実」を伝えるうえで、その速報力と、特に映像を使用できるテレビはその影響力を格段に強めている。

究極の人権である生命とその尊厳が、自然の力によって極限的な形で打撃を受けているこのような時期に、BPO放送人権委員会の1年間の活動を報告し、総括する作業はいかにも小さなことに思えなくもない。

しかしメディアは大仕事をしながらも、日常の報道を正確、適正に行い、放送によって個人の人権を侵害したり、放送倫理にもとるような放送をしないよう留意すべき責任はそのことゆえにいささかも軽減されたり、免責されるものではないことも自明のことである。非常時であっても、また非常時に正しく対応できるようにするためにも、日常を考え続けることの必要性は変わることはない。

2 2010年度の審理

2009年度は、3件同時並行審理といったきわめて多忙な状況にあったが、2010年度は、前年度と比

べると落ち着きを取り戻した形で経過した。しかし、1年単位の件数は必ずしも統計的に有意な傾向指標にはならないだろう。「大学病院教授からの訴え」事案以



降、しばらく審理要請案件はなかったが、2011年4月の委員会において1件、審理入りを決定している。

以下、10年度中に審理、決定に至った3件についてその放送の概要、論点、結論について紹介する。

「上田市・隣人トラブル殺人事件報道」事案 (2010年8月5日決定)

対象局・番組：テレビ朝日・『報道ステーション』
(事案の概要)

上田市で起こった老夫婦殺人事件、加害者は隣に両親と一緒に住む中年の独身男性。番組は報道ステーションの中で、「身近に潜む境界トラブルの悲劇、住宅地の惨劇はなぜ起きた」というタイトルでこれを取り上げた。申立人は被害者の遺族で、直接には加害者が公道に出る狭い路地での車の通行を被害者(妻)が屈折個所に石を置いたり、写真を撮ろうとしたことに憤激して轢き殺し、さらに自宅にいた夫を殺害して放火したという悲惨な事件だった。放送は、事件直後の生々しい映像から始まり、事件の背景に迫るべく、ここに至るまで、40年も前から両家の間にさまざまなトラブルがあったとして、近所の人たち数人のインタビュー映像とインタビューの内容をもとにしたナレーションで構成し、被害者夫婦が長年にわたり嫌がらせ行為を継続したとの印象を与える内容で、

申立人は被害者夫婦の人格を誤り伝え、その結果申立人の名誉を棄損し、両親に対する敬愛追慕の情を侵害したと主張した。

(論点と結論)

報道された内容の真実性について、委員会は、当事者双方の主張のほかに、刑事確定訴訟記録法によって正規に取得した刑事事件判決を参考にしつつ検討した結果、「犯行の動機に対応する被害者夫妻の行動、さらに犯行に近い時期における行動に関する限り、…大筋において、かつ主要な部分において真実であり、または真実と信じるにつき相当の理由があった」と判断した。

しかしながら本件では、取材段階において、申立人らの側に一切取材をしたことはなく、住民への匿名インタビューの結果だけを素材としたこと、また編集の段階においても、住民のインタビューを7か所において延べ10人も重ねて紹介するなど、放送の仕方において被害者側への配慮に欠けるところがあることを指摘し、たとえ申立人らが「私達の近所の方々にご迷惑とならないよう、取材の自粛をお願いします」とのビラを配布していたからといって、このような構成にする以上少なくとも取材の試みはすべきであり、また編集、放送の段階においても犯罪被害者の心情にもっと思いを致すべきであったとして、この点に放送倫理上の問題があるとの結論を示した。

なお、本件では、番組の構成に関係し、編集権の問題であったため、「違和感を禁ずることができない」との表現にとどめたが、この番組の企画意図が、その結びを見る限り、全国的に多発する境界紛争の原因は、明治時代に作られた不正確な公図しかないところが多く、そのような場合に生じる境界線の争いを解決するために土地家屋調査士会が設置する紛争解決機関に相談することが有効であることをアピールすることにあつたとみられる。そうだとすれば境界線の存在する路地の通行に関する紛争ではあつたが、境界線そのものには全く争いがなかったこの事件がこのような形で

取り上げられたことは、番組のタイトルとも整合しないきらいがあつたことを指摘しておきたい。

「機能訓練士からの訴え」事案

(2010年9月16日決定)

対象局・番組：TBS・『報道特集NEXT』

(事案の概要)

番組が2度にわたって取り上げたのは、重度の身体障害をもって生まれた少女が普通小学校の課程を終え、無事卒業したにもかかわらず、行政から設備等の不備を理由に普通中学校入学を拒まれていたのに対し、両親や関係者が裁判を含む粘り強い運動で無事就学を実現するまでの経過を追ったドキュメント番組であつた。

行政との闘いと少女の機能訓練の様子を二つの軸として構成された番組であつたが、申立人は機能訓練士であり、その訓練の様子を両親が撮影したビデオを番組が無断で使用したことが申立人の肖像権の侵害にあたること、放送内容が少女にとって辛く嫌なものとの印象を与える部分で構成されていること、当該機能訓練を「元の機能を回復させる」という意味のリハビリという表現を用いたり、当該機能訓練法を申立人が求める正式名称で呼称しなかつたことを不服とし、さらに最初の放送に対する抗議以降の局の対応が誠実さを欠くとして申し立てられた事案であつた。

(論点と結論)

用いられたビデオ映像は、両親が提供したものであり、局は、そのことによって申立人の推定的承諾があつたと受け止めたと反論したが、しかし肖像権は被写体である申立人に帰属するものであるから、そのような判断は軽率であり、肖像権侵害といわれてもいたしかたないことではあるが、このことについての抗議があつた後の話し合いで、申立人が事後的に承諾を与えていたと認定した。

その余の点についても、2回目の放送にあつての話し合いで申立人の基本的に了解が得られていたと認定し、全体において「問題なし」との結論に

達したが、番組中で問題の訓練場面を多用しておきながら肖像にかかわる権利処理においてやや軽率で配慮に欠ける部分があったとの判断を示した。

「大学病院教授からの訴え」事案 (2011年2月8日決定)

対象局・番組：テレビ朝日・朝日放送『サンデープロジェクト』
(事案の概要)

上記番組内の特集コーナー「密着5年 隠蔽体質を変える～大学病院医師の孤独な闘い～」のタイトルで、医療の隠蔽的体質に対して内部告発を含め、医療訴訟において患者側に立って奮闘する金沢大学病院医師の孤独な闘いを描きつつ、医療の現状に警告を発する意欲的な番組であった。番組は前半部分において、ここ数年間に亘って争われた筑波メディカルセンター病院を被告とする二つの裁判にかかわった同医師の活動を取り上げ、患者側に勝訴判決がもたらされた経緯を追い、後半部分において、このような活動に取り組むに至った同医師の生い立ちに始まり、12年前に勤務先の金沢大学病院で起こった医療裁判で同医師が果たした役割を人間ドキュメント風に描いている。

申立人は同医師の上司にあたる同大学病院教授で、当該医療事件の担当医の上司でもあり、裁判において証人として出廷していた。

病院は、化学治療の適応がある卵巣がんの患者を二つのグループに分け、患者をそれぞれ抗がん剤の組成に若干の違いのある二つの療法のいずれかを受けるグループに無作為で割り付け、その後、効果等を検証するクリニカルトライアルの対象にした。

事件は一時クリニカルトライアルの一方の対象となった一人の患者が、担当外ではあったが、産婦人科に属していた同医師から治療が一種の人体実験であることを知らされたことがきっかけとなった。患者はその後転院した別の病院で死亡し、その遺族から同病院を被告として、「同意なき臨床試験」を行ったとして損害賠償（慰謝料）請求の裁判を起こし、一審、二審ともこのトライアル

に登録したことについて説明責任を十分果たさなかったとして、（二審は若干減額したが）慰謝料請求を認容した。

(論点と結論)

論点の1は、朝出勤時におけるいわゆる突撃取材についての人格権、肖像権侵害の有無についてであったが、これについては事前の取材申し込みが拒否され、ある程度やむをえなかったこと、態様、申立人の対応から見て社会的相当性は逸脱しておらず、また黙示の承諾があったとも見られることから問題はなかったと判断したが、その取材映像の使い方とナレーションについては、真実の追求とか反論権の保障という、局側の言うインタビュー目的に照らし、もっぱら申立人を非難、批判する材料として用いていると見られる点において放送倫理上の問題があると判断した。

論点の2は、裁判の判決内容の紹介とも関連して「カルテの改ざん」とか「医療過誤」とか裁判では認められていない表現で申立人ならびに病院の評価を貶める不正確な内容であったとする点であったが、実はこの事件では、この無作為割付があった証拠として患者側に協力した医師がコピーしていた症例登録票とは別の、当該患者を対象外とした同日付の症例登録票が病院側から提出されたため、これが放送では「カルテの改ざん」との表現でインタビューで申立人を追及し、結びでもこの点を強く主張している。

裁判では地裁、高裁とも、「改ざん」という認定は避けているが、病院側が出したものは「信用できない」と判断する一方、「同意なき臨床試験」を行ったとする原告の訴えに対しては、説明責任を怠ったという点では主張の全部または一部を認めた。

地裁は、二つのグループへの無作為選別は治療方法の選択についての患者の自己決定権を侵したものとして医師の裁量の範囲を超えたものと認定し、事実上「同意なき臨床試験を行った」と表現しても問題はないものであった。しかし、高裁判決では、二つの治療法には有意の差がないとの判

断をもとに、その点については医師の裁量の範囲内であるとして、原告のいうような比較臨床試験には当たらないとして、地裁の判断を否定した。そのうえで、ただ、本来の治療目的のほかに試験的、実験的な側面を「随伴」する以上、治療のあり方に影響する可能性も否定できないとして二つの一方に登録したことについては説明をしておくべきであったというにとどまった。

委員会はこの点について、放送が「翌年、高裁でも、遺族の主張が認められ、病院は上告を断念。患者の同意を得ずに臨床試験を行ったうえ、改ざんまで行ったことが、判決で確定したのだ」と述べたことが、判決の紹介としての正確性を欠き、放送倫理上の問題があると判断した。

3 局の反応と委員会の考え方

この金沢大学病院教授からの訴えに対する委員会の決定は、これまで、BPOと放送局の見解の間で微妙にくすぶっていた問題がある意味であぶりだした感がある。

この決定は局側において「真摯に」受け止められたものの、必ずしも「納得して」受け止められたとはいえない。そのことは通知の際の局の感想、その後(4月12日)開催された勉強会でも率直に表明された。このこと自体は常々私たちが言っているように、委員会の決定は公権力の判断ではなく、放送事業者自身が設けた第三者機関が申立人の訴えによって、公正な立場で判断したうえ、相互の意見交換を通じて自ら歩むべき方向を作り上げていくという趣旨からむしろ歓迎されるべきことである。決定は終わりではなく始まりであるという所以である。

この決定に対する局側の反論は、「説明責任」が(程度の違いこそあれ)認められたこと、高裁判決も「実験的、試験的側面があったこと」を認めたのであるから、それを総合的に見れば先に引いたような表現で両判決を紹介したことには問題はないというものであった。

しかしこの番組が、医療裁判において大きな壁

になっている病院側の「隠蔽体質」を、明らかにされた事実によって報道し、医療と司法という専門分野の抱える矛盾に切り込もうという高い志もっている以上、事実の紹介にいささかも緩みを見せてはならないこと、そして番組自体がその前段から「臨床試験」という言葉で、実験目的を治療目的に優先させる人体実験的なものと印象付ける作りをしていた流れの中でこのような判決紹介をしたところに、委員会は視聴者を誤導しかねない問題があったと判断したのである。

4 今後の課題

このケースのように、「判断が厳しすぎる」、「現場に委縮を招きかねない」、「取材の自由や編集権にまで踏み込んでいるのではないか」…そのような疑問が出てくることは十分に理解できる。特に限られた人的、物的ソースによって最大の視聴効果を求められる放送現場においては決定の内容に対して「現場の感覚とずれている」という違和感をもつこともあるだろう。

しかし、委員会は、冒頭に述べたような、非常の事態において巨大な役割を果たすメディアの社会的な存在意義に思いをいたし、他方、権力をもつ者、専門的社会的実態に迫るという報道本来のあり方を考えるとき、日常においてもそこは乗り越えてほしいとの願望のもと、エールを送っているつもりである。

その際、決定通知、公表による一方通行を避けるために、委員会は問題提起を当該局との双方向対話はもちろんであるが、できる限り問題意識を共有化するために、事例研究会、各ブロックごとの意見交換会を開催し、さらに10年度においては「放送人権委員会『判断ガイド2010』」を公刊し、これまでの委員会決定の内容を全て取りまとめ、そもそも放送倫理の実体はなんだろうかという問題に迫る上で、新たな前進を遂げたものと考えている。「開かれた委員会」として成熟させるためにも今後のご批判、ご鞭撻をお願いしたい。

青少年委員会の活動を振り返って—番組の「教育」的機能をめぐって

放送と青少年に関する委員会委員長 汐見 稔幸

1.

青少年委員会は、放送倫理委員会、放送人権委員会とは異なり、委員会の名前に課題が明記されていない。そのため視聴者としての青少年にかかわる放送上の諸問題を基本的にすべて扱うことになる。ちなみに「放送と青少年に関する委員会運営規則」は第2条で、委員会の主な機能を以下のように規定している。

- (1) 視聴者から寄せられた放送と青少年に関する意見について審議し、寄せられた意見および委員会の見解を、機構の構成員である日本放送協会、(社)日本民間放送連盟および同加盟社に連絡するとともに公表し、放送事業者の自主的検討を要請する。その検討結果または具体的対応についての報告を求め、これを公表する。
- (2) 青少年が視聴する番組共通の問題について自主的に審議し、「見解」を公表することができる。
- (3) 青少年が視聴する番組の向上に資するため、機構の構成員である放送事業者、番組制作者、青少年自身、保護者等と意見交換を行い、その概要を公表する。
- (4) 大学等の研究機関と協力して、放送と青少年に関する調査研究を行う。

これを見てもわかるように、本委員会は放送倫理や放送上の人権問題も含めて、視聴者から寄せられた青少年にかかわる意見についてすべて審議することが課題になっている。当然他の委員会との重なりも多くなる。

しかし、視聴者からこれこそ放送にかかわる青少年問題だとして寄せられる意見は、自ずと傾向が絞られている。本年度の視聴者意見でもっとも多かったのは、活動記録にあるように「低俗・モ

ラルに反する」というもので、主としてバラエティー番組の内容に対する批判意見であった。次に多かったのは性的表現にかかわるものであったが、批判の内容

は「低俗・モラルに反する」と共通しているものが多い。つまり、この二つで全体の半分近くをしめていた。

「低俗・モラルに反する」という意見が多く寄せられるということは、他の委員会と異なり、青少年委員会に社会が期待しているのは、若者の人格形成上への悪影響問題であり、悪影響を与えうる番組の改善、排除をすべきだということであろう。これをもう少し広げていうと、社会が本青少年委員会に期待しているのは、番組が青少年の価値観、世界観、人格等の形成に与える影響やその行動、生き様等の与える影響の問題であり、広いえば番組の教育的機能の問題である、ということである。

委員会としては、そうした社会の期待を認識して活動をしているつもりであるが、番組が青少年の価値観や人格の形成にどう実際に影響を与えるのかということについて共通認識があるわけではなく、また影響を与えることが避けられないのであれば、どういう影響をこそ与えるべきかということについても委員会として共通に確認しているわけでもない。また、そうしたことについて学問的、社会的に試された説があるとも聞かない。

したがって本報告では、委員会活動の今後の生産的な展開のために、上記の問題への接近の仕方



について私見を述べておくことにしたい。

2.

番組（主としてテレビを念頭においている）が青少年に影響を与える仕組みは、一般に言われるほど単純ではなく、実は相当重層的である。またまだ分かっていないことも多い。

明確なのは、番組を熱心に見ているとき、見ている者は、さしあたり、その番組の登場人物や基本ストーリーに同一化しようとすることである。反発している場合も同一化のネガティブな形である。同一化するというのは、同一化している自分をモニターするような形で、つまり自己を客観化するような形で認識しているのではなく、文字通り、その人物やストーリーに入り込んでいる様子を指している。

たとえばバラエティー番組でふざけたことをしている登場人物がいて、そのシーンを熱心に見たとする。そのとき視聴者である青少年は、そのシーンを見ながら、登場人物に自己の心身が取り込まれる感じになり、あたかもその人物になってそのシーンを生きているという、いわば「準体験」をする。この過程は無意識的である。これは物語を読むときも同じである。これが同一化である。

同一化がおこると、視聴者である青少年の心身が、登場人物がその活動をしたときに体験することと似た体験をすることになる。とくに身体は、登場人物の身体活動をなぞるように緊張し、似た活動をして、それが視聴者の感情活動とイメージ活動を促すことになる。

イメージ活動が一般に身体活動を伴うことは、相撲番組を見て、必死になって応援している場面を想像すれば理解できる。登場人物が暴れまくる場面で、見る者もそれに共感をもって見ていれば自分も暴れたのと似た身体=感情体験をすることになる。かつて『8時だよ！全員集合』が「低俗」番組として多くの親から批判されたことがあったが、子どもの方は見るのを止めなかった。親からの批判は、叩いたり蹴ったりする場面を見ると子

どもたちがそれを模倣すると困るというのが主なものだったが、子どもたちが学校等で同じような暴力行為をするようになったという報告はなかった。

実は、あの番組を見ることで、子どもたち自身が普段できない自由な暴れやふざけを茶の間で準体験（疑似体験）し、それによって「面白かった！」という感情を感じる体験をもその場でしていたのである。これは一種のカタルシス体験であるが、同時にテレビでは殴られたりいじめられたりする人物も見ることになるので、そうした人物にも同一化し、痛いとかつらいとかの身体=感情体験も準体験として行っている。つまり、子どもたちは、同一化という類まれな人類の能力によって、暴力をふるう側、ふるわれる側双方に同一化し、相対立する感情を準体験しながら、それを統合するストーリーを自分なりに創造してそれを記憶の倉庫に蓄えるのである。

暴力シーンは、その暴力を正義派が使えば、見る側は正義派の行動により強く同一化しがちであるがゆえに、暴力をふるわれる側に同一化して見る割合は少なくなる。しかし逆に悪者が暴力を使えば、される側に同一化して見る割合が大きくなるので、視聴者が創るストーリーはむしろ暴力は使わない方がいいというものなりがちである。「クレヨンしんちゃん」も親からの批判が多い番組であるが、しんちゃんの辛辣な言動は見ている子ども自身の大人に対する不満感情を代理しているところがあり、自分ではできないのをテレビでもらっているという形で同一化するので、番組の中で一種のカタルシスを体験している可能性が大きい。

同時に子どもはしんちゃんにきつく言われる側の親や大人の方も見ていてそれにも同一化しているし、親に叱られるしんちゃんにも同一化しているので、全体としてはそうした家族関係の機微、滑稽さ等をストーリーとして創造している可能性が高い。番組を見たために、子どもの側にモラルの欠如やはしたくない言動が直接の影響として増え

るわけではない。

以上のような事情に配慮することは、番組を制作する側にとってこそ大事になる。バラエティー番組など、笑いを取ることがテーマの番組が増えているのは時代の雰囲気の影響と理解することができるし、笑いのために登場人物の人権を無視したような言動を導入することもあることも理解はする。

しかし、青少年への影響は、そうした行為が意味づける全体の枠組み作りを通じてであり、彼らが番組の個々の登場人物や行為への同一化を通じて自ら創作するストーリーを媒介することによってである、ということの理解が大事であろう。その点で、次に述べるように、最近の青少年の心身状況への理解が番組制作側に求められることを忘れてはならないと感じる。

3.

青少年への番組の影響の仕方、すなわち番組の教育的影響の仕方の問題は、今後も議論すべきこととして、本報告ではそうしたことを念頭においたときに意識すべき二つのことをさらに述べておきたい。

一つは、NHKを含めて番組にお笑い系のタレントを常用することが広がっているが、このことが日本の子ども・若者の価値観全体に、ある影響を与えているという問題である。

わが国のリクルートシステムは、後発国の常として、学歴あるいは学校歴を至上の価値とするものとして発展してきた。先進国を上回るには国民の教育水準を上げるしかないとするのが後発国の戦略でもっとも採用されやすいものであるが、そのために個々の学校をある基準で差異化し、評価が上の学校をめざすことが一生の幸せの最大の保障とする倫理的雰囲気（エトス）を社会につくり出すのが、その具体的な戦略である。実際にこの戦略は功を奏し、そのため、わが国の人材評価はその人物がどの学校を出たかということで評価される比重が高く、そのために、社会全体に学歴主

義的人間観が浸潤するようになっている。

このことには当然功罪があるのだが、それは置いておいて、こうした支配的な状況の中に、テレビのお笑いタレントの増大という事実を放り込むと、どういうことが見えてくるだろうか。おそらく、学歴ではなく、人を笑わせるスキルのあるなしで、社会で成功する道があることを日本の青少年に実感させている点で、人間観や人間の優秀観を相対化させていることは間違いない。

ハーバード大学のハワード・ガードナー（心理学）は、人間には論理数学的な能力以外に言語力、音楽力、身体力など八つの、他に還元できない能力があるのに、現代社会はそのうちの論理数学的能力だけに過大な評価を与えている。しかし、実際に社会で活躍している人の多くはそうした論理数学力ではなくて、別の能力に長けている人で、そうした人の能力をこれまで社会は低く見過ぎていたという批判を展開して有名になった（『MI:個性を生かす多重知能の理論』等参照）。IQでなくEQ（情動指数）が大事だという主張もこのガードナーの理論がヒントになっている。

ガードナーの批判には、社会にもっと価値観の多様化と人材評価の多元化をもたらそうとする、大げさに言えば革命的なもくろみが隠れているが、日本の社会も、人間の社会的評価の多元化をもたらさないと、後に見る若者の極端な自尊喪失状況は克服できないだろうと思われる。

そう考えると、お笑いタレントの登場機会の拡大という現代テレビの傾向は、社会の中心人材は論理数学的知能に長けた学歴社会エリートだけという単線系の人材イメージを相対化し、特に青少年に対し、その多元化を図る重要な機会になっていることは間違いないといえる。実際には、お笑いタレントとして成功することは学歴で成功するよりははるかに難しいと思われるが、お笑いタレントの重用という現代の傾向は、社会の人材価値観の相対化、多元化に寄与していることは疑えない。

現代の放送の果たしている教育的機能として、

実はそうした人材価値観、能力価値観の相対化、多元化ということがあるということをここでは指摘しておきたい。しかし、そうだとすると、社会の価値観の歴史的な多元化ということを放送各局がどれだけ自覚して番組を制作しているかが問われることになる。

論理数学的能力に一元化されていた人材観が20世紀の主として工業社会のもの（工業社会の人材モデル）だとすると、ガードナーの主張する「多重知能（マルチプル・インテリジェンス）」は21世紀のポスト工業社会、ITC社会の人材モデルといえるかも知れない。そこでは、人間の欲望開発を正当化してきた近代諸価値自体が問い直されていて、地球環境の保全、原子力発電の見直しや自然エネルギーの見直し等と同じレベルで人材価値の相対化が問われている可能性がある。

教育の世界が、そうした人材の創出にどれだけ自覚的であるかが問われるのと同じように、放送各局は、特に青少年に対する教育的機能という点で、こうした価値観の相対化、多元化ということに自覚と配慮がほしいところである。

4.

このことと関連して、放送の教育的機能という点で、青少年がやがてその中を生きるであろう社会のことをどれだけ認識して番組を制作しているかということが、もう一つ問われる必要がある。

彼らが成人し、社会の中心をになう20年、30年後は、地球環境問題、人口問題、少子高齢化問題等の種々の文明問題が待たなしの社会問題になるだけではない。経済の中心はインドや中国を中心とするアジアに移ってきているであろうし、それに連動して国の安全をめぐる世界の配線回路等もかなり異なってきているであろう。やがてくるそうした社会にむけて自覚的に準備を進める点で、日本は相当遅れているというのがおおかたの評価である。

ところが、日本の青少年はそうした社会に希望を持って立ち向かう心の準備があまりできてい

ようではない。それどころか、引きこもりの若者が100万人いるのではないとか、ワーキングプアが増えてきて、自尊心がどんどん下がってきている等のことが懸念されるようになっている。

たとえば財団法人日本青少年研究所が行った「日米中三カ国高校生意識調査2002」という調査では、「私は他の人に劣らず価値ある人間である」と思うかという質問に「よく当てはまる」あるいは「まあ当てはまる」を選んだ高校生は米国89.3%、中国96.4%に対して、日本はわずか37.6%であった。

同研究所が同じような質問をもう一度した「高校生の心と体の健康に関する調査2010」で「私は価値のある人間だと思う」かを聞いた質問に「全くそうだ（よくあてはまる）」と答えた高校生は、米国57.2%、中国42.2%、韓国20.2%に対して日本はわずか7.5%であった。同じように「自分を肯定的に評価するほう」は、米国41.2%、中国38.0%、韓国18.9%に対して日本は6.2%。「私は自分に満足している」は米国41.6%、中国21.9%、韓国14.9%に対して日本は3.9%、「自分が優秀だと思う」は、米国58.3%、中国25.7%、韓国10.3%に対して日本は4.3%という惨めといいたくなる結果であった。

これだけ自尊心が低いと、困難が多少あっても大丈夫と行動できる人はうんと少なくなることは避けられない。引きこもりの若者が日本にしかない（多少は韓国、台湾でも出てきている）といわれていることと、自尊心の極端な低さということはおそらく相関しているであろう。

こうした現実には放送各局はどう立ち向かっているのでしょうか。若者のことを懸念したり批判するというスタンスだけではなく、その可能性を、たとえ小さなものでもいいので、うまく掘り上げることによって、それを見る青少年がその番組のエトスに同一化することを期待するような番組がぜひほしいところである。若者を歴史の中で鼓舞することにつながるような番組を期待したいということである。